るべき資産の取得をしたときは、当該連結親法人又はその連結子法人は、当該資産を同項の規定に該当する代替資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該資産が減価償却資産であるときにおける当該資産に係る圧縮限度額は、当該資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第六十八条の七十一第一項中「又は清算金の額の」を「若しくは清算金の額の」に、「には、当該資産」を「又は当該収用等に係る前条第三項に規定する一年前の日から当該収用等のあつた日を含む連結事業年度開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産」に改め、同条第三項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第十四項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条第十五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同条第十六項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第十七項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第六十四条第七項」を「第六十四条の二第七項」に改める。

第六十八条の七十二第三項中「第六十八条の七十第五項、第六項、第八項及び第十項並びに前条第十五項及び第十七項」を「第六十八条の七十第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項又は前条第十五項において準用する場合を含む。）並びに第十一項（前条第十七項において準用する場合を含む。）」に、「全部又は」を「額の全部若しくは」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、「あるとき」の下に「、又は代替資産となるべき資産の取得をしたとき」を加え、同条第四項中「第六十八条の七十第三項及び第四項」を「第六十八条の七十第四項及び第五項」に改め、同条第五項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十二項中「第六十八条の七十第五項及び第六項」を「第六十八条の七十第六項及び第七項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の七十第十一項」を「第六十八条の七十第十二項」に改める。

第六十八条の七十三第七項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に、「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第六十五条の四第一項第一号又は第二十五号」を「第六十五条の四第一項第二十五号」に改める。

第六十八条の八十一第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十八条の八十八第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十八条の九十七中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十項中「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改める。

第六十八条の百七の二第十項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

（税理士法の一部改正）

第十三条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十九条の二第二項第十号」を「第四十九条の二第二項第十一号」に改め、同項第二号中「その他の」を「その他」に、「第三十四条第一項において」を「以下」に改め、同条第三項中「これらの項」を「前二項」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）

第二条の三　税理士は、第二条の業務を行うに当たつては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

第四条第十号を同条第十一号とし、同条第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条第一項の規定により第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第五条第一項中「次の」を「税理士試験（次条第一号に定める科目の試験に限る。）は、次の」に、「は、税理士試験を」を「でなければ、」に、「できる」を「できない」に改め、同項第二号及び第五号中「法律学又は経済学」を「社会科学に属する科目」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「前項第一号イからへまで」に、「税理士試験を受けることができる」を「同号に該当する者とみなして、同項の規定を適用する」に改め、同条第三項中「前二項の規定の適用については、第一項第一号」を「第一項第一号イからへまで」に、「同号」を「同号イからへまで」に、「みなす」を「みなして、前二項の規定を適用する」に改める。

第十九条第三項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四十一条及び第四十八条の十において同じ。）」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第二十四条第七号を同条第八号とし、同条第六号ロ中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第四十八条第一項の規定により第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第二十五条第一項第二号中「第二十四条第六号」を「第二十四条第七号」に改め、同条第三項中「ある場合に」の下に「ついて」を加える。

第二十六条第一項第四号中「第四条第二号から第九号まで」を「第四条第二号から第六号まで又は第八号から第十号まで」に改める。

第四十一条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（除斥期間）

第四十七条の三　懲戒の事由があつたときから十年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

第四十八条を第四十七条の四とし、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等）

第四十八条　財務大臣は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であつた者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定をすることができる。この場合において、財務大臣は、当該税理士であつた者が受けるべきであつた懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第四十四条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

2　第四十七条第一項から第三項までの規定は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めた場合について準用する。

3　第四十七条第四項及び第五項並びに前二条の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第四十八条の五中「その他これに準ずる」を「その他の業務で税理士が行うことができる」に改める。

第四十八条の十第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。